

# 民商だより



川越・東松山民主商工会 2021年3月3日 NO.8

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

## 売上 1000 万以下の免税業者も、赤字分消費税が戻ってくる

### 「消費税の課税選択の変更に係る特例」申請書提出で消費税還付

申告班会の中で、コロナウイルスの影響で売上が減少し赤字になっている、給付金の分だけ黒字になっている会員さんも多くみられます。

コロナ特例の「消費税の課税選択の変更に係る特例」を使って、消費税免税業者も赤字になった分の消費税が還付になる可能性があります。

### 消費税還付「特例」の対象となる事業者は？

通常時だと、翌年に大きな設備投資などで費用をかけることが決まっている場合、年度が始まる前日 12/31 までに課税業者になる申請書を税務署に提出し、支出した経費等の消費税の還付を受ける制度です。提出すると 2 年間は課税業者になります。

今回のコロナ特例では、後出しが可能となり、2 年縛りもありません。

【条件】①コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月～令和 3 年 1 月の任意の 1 カ月以上の期間の事業としての収入が著しく減少（前年同月比概ね 50%以上）していること

②3/31 までに申請書と届出書を税務署に提出すること ★申告期限は、所得税、消費税共に 4/15 まで延長されましたが、届出期間の延長はされないようなので注意が必要です。

### いくらくらいの消費税が還付になるかの

例) 飲食店 売上 300 万円、持続化給付金など雑収入 250 万円 = 計 550 万円  
仕入 150 万円、消費税が課税となる経費 250 万円 = 計 400 万円  
(消費税免税業者、酒の提供無し、テイクアウト無し、所得金額=150 万円の場合)

給付金は消費税不課税売上なので、事業の売上 300 万の消費税 10% = 30 万円  
仕入 150 万×軽減 8%=12 万 + 経費 250 万×10%=25 万 合計=37 万円

**消費税の還付金額 = 7 万円**

※支払給与、租税公課、保険料、諸会費、減価償却などは消費税の経費になりません

※テイクアウト 8%、酒 10%、交際費 (8%、10%) 等、軽減税率の仕訳が必要です

### 簡易課税選択する業者も「災害特例」本則課税切替で還付・減額になる可能性

消費税を簡易課税で計算する方も同様に申請書提出、後出し 2 年縛り無しで、コロナの被害を受けた年から本則課税に切り替えて申告が出来ます。赤字でも消費税が発生する簡易課税制度ですので、還付にならなくても消費税納付額が軽減される可能性もあります。

簡易課税の災害特例に関しては、売上 50%減少などの条件はありません。提出期限は同じく 3/31 になります。

逆に、設備投資を予想して既に出している消費税課税業者選択届の取りやめ、帳簿仕訳整理が困難等の理由の本則課税から簡易課税への切り替えも可能です。

どちらも自主計算、自主記帳が重要になっています。民商までご相談ください。

## 「一時支援金」仮登録が開始されました 申請開始は 3/8 から

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短要請や不要不急の外出自粛により、売上が 50%以上減少した法人（最大 60 万）、個人事業主等（最大 30 万）に一時支援金を支給するというもの。

【条件】① 飲食店と直接・間接取引のある事業者

② 主に対面で個人向けに商品やサービスの提供を行う BtoC 事業者・旅行関連事業者・宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者

③ 上の②に対して、直接・間接的に商品やサービスの提供を行う事業者

※緊急事態宣言が出された地域との取引があることが前提です。1～3 月のどこか 1 カ月の売上が 2020 年、又は 2019 年の同月比で 50%減が条件。個人白色申告の方は持続化給付金の時と同じ、2020 年、又は 2019 年の年間総事業売上の 1/12 (12 か月で割った平均の 1 カ月分) との比較となります。

さらに、②は個人顧客との毎日複数回取引、③は反復継続した取引履歴が必要です。

★銀行や商工会等の登録認定機関での「事前確認」が必要です。

認定機関での事前確認はネットでの一時支援金仮登録の後になります。事前予約が必要です。持続化給付金の時のような一般人の不正受給を防ぐため、認定機関で確認を受けても給付対象となるわけではありません。

商工会議所、銀行、税理士事務所などが認定機関になっています。確認のため 3 年分の帳簿が必要です。商工会の会員や、融資を受けている銀行があれば電話確認だけでも可能なようです。

★個人事業主の方は 2019 年と 2020 年両方の確定申告の申告済み控え、法人の方は 2～3 期分の決算書が必要です。

申請期限 5/31 まで。オンライン申請です。その他の書類は持続化給付金とほぼ同じで、新規開業特例などの特例もあります。

★民商での申請相談は、集団申告後の 15 日からの予約とさせていただきます。

協力金対象飲食店や、一般消費者との継続的取引が直接的・2 次間接的にあるかどうか、支援金を受け取れる対象業者となるかの境目のようです。

民商HPに申請可能と思われる業種一覧を掲載しました。ご確認ください。

## 3.13 重税反対全国統一行動の日程（集団申告）

開催日 3/12 (金) **いつもと会場が異なります。ご注意ください。**

川越地域 10:00 集合

東部地域ふれあいセンター（並木 452-1 川越税務署の隣）

東松山・比企地域 9:15 開場 9:45 開会

東松山市民文化センター 大ホール（六軒町 5-2）

詳しくは、先週・今週に折込の別チラシをご確認ください

3月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日

自主計算会をパソコン班会に切り替えました

3/11 東松山センターにてパソコン班会を開催します。事前予約ください

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。

狭山市が応援金第 2 弾 (10 万円) の申請を開始しました。4/30 まで

民商公式 LINE